

感染症の予防及びまん延防止のための指針

株式会社 one-on-one

訪問看護ステーションこいふる

1. 基本方針

本指針は、訪問看護ステーションこいふる（以下「事業所」という）における利用者および職員の安全を確保し、感染症の発生および拡大を最小限に抑えることを目的とする。訪問看護の特性上、居宅という限定された環境下でケアを行うため、標準予防策（スタンダード・プリコーション）を徹底し、常に感染リスクを意識した行動をとるものとする。

2. 感染症対策の体制整備

（1）感染対策委員会の設置

①活動内容

感染対策委員会の主な活動内容は、以下の通りとする。

- ・ 感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める
- ・ 感染予防に関する決定事項や具体的対策を事業所全体に周知する
- ・ 事業所における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する
- ・ 利用者・職員の健康状態を把握する
- ・ 感染症が発生した場合適切に対処するとともに、感染対策、及び拡大防止の指揮を執る
- ・ その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する

②委員会構成メンバー

- ・管理者、看護職員、リハビリ職員、事務職員

③運営方法

- ・3か月に1回定期的に開催（6月、9月、12月、3月）

- ・感染症発生時には、必要に応じて随時開催

（2）役割分担

- ・発生時の連絡体制：緊急連絡網活用(管理者発信)
- ・物品管理：事務職員中心に対応
- ・教育担当：管理者または看護職員による定期の研修実施

（3）他機関との連携

地域の保健所、嘱託医、協力医療機関との連携体制を構築し、緊急時の連絡先を整備する。

（4）研修

- ・感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発する
- ・本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行う
- ・指針に基づいた研修プログラムを作成し、全職員を対象に定期的に年2回以上、かつ、
新規採用時に感染対策研修を実施する
- ・研修の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する

対象	全職員	新規入職者
開催時期	6月、12月	入職時

目的	感染予防対策と感染症発生時の対応 方法	感染対策の重要性と標準予防策の理 解
----	------------------------	-----------------------

(5) 訓練

- ・感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年2回以上の訓練を実施する
- ・内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施する
- ・訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。訓練の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する

対象	全職員	
開催時期	6月	12月
目的	感染対策マニュアルや 感染症BCPを利用した行動確認	感染症発生時の対応訓練（ガウンテ クニックなど）

3. 日常的な感染予防策

(1) 標準予防策の徹底

全ての利用者の体液、排泄物、血液等は感染の恐れがあるものとして扱う。

(2) 手指衛生

訪問前後、処置の前後、汚染物質に触れた後は、石鹸による手洗いまたはアルコール消毒を行う。

(3) 個人防護具 (PPE)

マスク、使い捨て手袋、エプロン等を適切に使用し、訪問バッグ内での清潔・不潔の区別を徹底する。

(4) 職員の健康管理

出勤前の検温、体調チェックを行い、発熱等の症状がある場合は速やかに管理者に報告し、業務への従事を制限する。

(5) 衛生管理

1. 環境整備

- ①整理整頓、清掃を計画的に実施し、実施状況を評価する
- ②換気の状態（方法や時間）を把握し、評価する
- ③トイレの清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を評価する

4. 発生時の対応（まん延防止策）

(1) 報告と情報共有

- ・感染症疑いが発生した場合、直ちに管理者に報告する
- ・発生状況を把握する
- ・医師やケアマネジャー等、関係各所へ連絡し情報共有を行う

(2) 拡大防止措置

- ・感染経路別予防策（接触・飛沫・空気感染対策）を追加実施する

- ・必要に応じて訪問順序の変更や防護具の強化を行う

（3）BCP（業務継続計画）との連動

- ・感染症発生時でも必要なサービスが提供できるよう、別途定める BCP（業務継続計画）や感染対策マニュアルに基づき行動する

5. 指針の閲覧

- ・事業所内（相談室等）への備え付け
- ・事業所公式ウェブサイトへの掲載

6. 指針の変更・廃止手続

本方針の変更および廃止は、委員会の決議により行う。

7. 附則

本指針は、2026 年 4 月 1 日より施行する。